

令和 8 年 8 月 3 日

トピックス ～ 相続時精算課税制度選択にあたっての留意点 ～

令和5年度税制改正で相続時精算課税制度にも基礎控除が導入され、使い勝手が良くなりました。一方で思わぬ落とし穴もあります。今号では、制度の利用にあたっての注意点を整理します。

1. 相続時精算課税制度のあらまし

相続時精算課税制度とは、父母または祖父母（原則 60 歳以上）から、子または孫（18 歳以上）に財産を贈与した場合に、その年の申告にあたって選択できる贈与税の制度です。選択する場合は、一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を、贈与した翌年の2月1日から3月15日までの間に提出する必要があります。申告期限を過ぎますと利用できません。また、一度選択すると、暦年課税方式に戻ることができません。

暦年課税と相続時精算課税を比較すると、次のとおりです。

区分	暦年課税	相続時精算課税
対象	制約なし（第三者間も含む）	60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人及び孫への贈与
選択	不要	必要（贈与者ごと、受贈者ごとに選択） → 一度選択すれば、相続時まで継続適用
課税時期	贈与時 （その時点の時価で課税）	同左
控除	・基礎控除（毎年）：110万円	・基礎控除（毎年）：110万円 ・特別控除：2,500万円（限度額まで複数回使用可）
税率	10%～55%の8段階	一律 20%
相続時	相続前7年以内に受けた贈与と財産を相続財産に加算（相続前3年超7年以内に受けた贈与については、総額100万円まで加算しない。）	贈与財産を贈与時の時価（基礎控除額を除く。）で相続財産に加算（相続税額を超えて納付した贈与税は還付）

暦年課税では、贈与の年ごとに基礎控除 110 万円を超える価額の部分につき贈与税を納める必要があります。

他方、相続時精算課税では、基礎控除を超える贈与があっても、通算で 2,500 万円に達するまでは、贈与税の納付を「後回し」にできる点が特徴です。

（注）一番留意すべきは、暦年贈与には除斥期間（最大で7年）がありますが、相続時精算課税では「**半永久的**」に加算対象がカウントされることです。

2. 選択の際に注意すべき点

相続時精算課税を選択した場合、選択後に贈与した財産の価額は、相続発生時ではなく贈与の時点で評価され、相続財産に加算されます。したがって、収益力の高い資産（成長途上の会社の株式や需要の多い賃貸不動産など）をこの制度を利用して贈与すると、贈与時点での上昇前の価額が相続財産の価額に反映されるとともに、配当や家賃等が受贈者に渡るため、相続財産の増加を抑えることができます。逆に収益力が低く価値が下落傾向にある資産では、下落前の贈与時点の価額が相続財産に反映されてしまうリスクがあります。制度を選択する際には、贈与時点での贈与財産の将来的な価額変動について慎重に予測する必要があります。

3. 贈与した覚えはないのに……「みなし贈与」に注意

法律的には贈与により取得したものではない財産であっても、実質的には贈与により取得した場合と同様の経済的効果を持つ財産については、相続税法上、みなし贈与として贈与税の課税対象となります。みなし贈与は範囲が広く、かつ判定が難しいため、予期していない課税が発生することがあり、注意が必要です。

- ① 生命保険／損害保険契約において、保険料を負担している者以外の者が、被保険者の死亡や満期などにより保険金を取得した場合 → 保険料の負担者から贈与を受けたものとみなされます。
- ② 財産を取得した場合に、その取得の対価が、その財産の時価に比して著しく低い場合 → その時価と対価の差額に相当する金額を、財産の譲渡人から贈与されたものとみなされます。
- ③ 含み資産のある同族会社の株を額面で売買した場合。
- ④ 財産の名義変更があった場合。 など

暑中お見舞い申し上げます



また、被災者の皆さんに重ねてお見舞い申し上げます

東海地方を含め全国的に猛暑の日々となっております。40度以上を酷暑日と呼称するようになっておりますが、これからはこの例外的な酷暑も例外ではなくなるようなケースにも見舞われそうです。酷暑の「酷」は地獄の「獄」の字があてられても違和感がないといったところでしょうか。

まずは経済・政治状況の大きな変化のうねりについて

2月の衆議院選挙で圧勝した高市政権ですが、「責任ある積極財政」を標榜してこれからの成長戦略の要として17分野に兆円単位の財政を投入する方向性を明示しております。この結果、財政面では国家予算が100兆円を超える規模が当たり前になり、遠からず200兆円に迫っていくことでしょう。

最大のポイントは、その財源の確保においてどこに軸足を置くかどうかです。この点で注目すべきは赤字国債増発への誘惑をどこまで回避していけるかという点です。最大の注目点は、消費税における軽減税率対象となっている飲食料品に対して8%の税率を来年4月から2年間に限り(!?)1%に引き下げる(加えて1%相当額を中低所得者への給付金の実施)というものです。自民党の選挙公約を総裁として実行するという論理からすれば至極自然体とすることができます。野党も濃淡はともかく概ね消費税減税を公約にしておりましたので、普段であれば政治の争点にはなりにくいところですが、財源の確保策にまで言及していないため、秋の臨時国会において大きな争点になります。(なお、減税でいくか、給付でいくか、という別の視点も重要な論点であり、同時並行で議論されていくことでしょう。)

かつての重工業中心の高度経済成長戦略は、高齢化が加速し人口が着実に減少していく今日では、現実的な政策になり得ないことは明白ですから、抜本的な労働・雇用政策(IT、AIのスキルを誰もが使いこなせる状態にすることを核とした労働力の移動、高齢者・女性の一層の活用、外国人材の柔軟な活用等)の実現による高度情報化社会の達成過程の中で、高度成長期並みの経済成長とGDPを確保できれば財源確保の王道たる税収の大幅増を達成することも可能になるのではないのでしょうか。

当面、消費税の減税に伴う5兆円程度の税収減をどこから調達するか、高市政権の本気度を注視したいと思います。現行の租税特別措置法の抜本的な見直しも必至でしょうが、リスクの伴う新しい成長戦略に対する大胆なインセンティブとして、投資金額の一時全額償却や税額控除の認容といった思い切った投資減税も重要な選択肢になるのではと思われます。官邸対与党、財務省対経済産業省等々、様々な駆け引きや思惑が交錯した目まぐるしい政治経済のうねりが今後高まることになります。

その他に、「内憂外患」という言葉が、残念ながらピッタリするのが今日の状況といえます。

ロシアのウクライナ侵攻も第2次世界大戦越えの5年目に突入し、膠着状態が続いております。

また、アメリカ・イスラエルによるイラン侵攻もお互いの大義名分を掲げどころとして譲らず一進一退の攻防が続いております。戦争を始めるのは、ある意味では容易ですが、終結を見るには著しく困難を伴うことが改めて実感されます。間違いなく言えるのは、被害を被るのは罪のない国民・庶民であるということです。一旦、停戦に至ったのも束の間、戦闘が激化していく様相になっております。石油由来のあらゆる原材料・製品が円安と相まって再び値上がりを含め、更なる物価上昇を招いております。間もなく、広島・長崎の原爆投下の記念日を迎えますが、追い詰められたロシアが戦術核の投入の誘惑にかられないよう、監視を強め、恒久的な停戦に向うことを願うばかりです。

先週、熊本では10年前の震度7と同等の激しい地震に見舞われました。今回は猛暑の最中での水道、電気、ガスというライフラインが止まるという最悪の条件下での自然災害になっております。直接的な被災者は勿論ですが、より深刻なのは、体調を崩したり、絶望したりして、「心が折れてしまう」いわゆる災害関連死を含めた間接被害による打撃の深刻さに心を痛めるばかりです。改めまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

それにしても、国内政治において、自公政権から自民・維新連立の高市政権に変わり、戦前回帰の傾向が強まっております。憲法が保障する表現の自由との関連が議論される国旗損壊処罰法の制定、皇室典範の改正(眼目は男系男子の確保か)、更には、自衛隊の階級名変更案(一佐を大佐、三尉を少尉等に改める)の議論が波紋を呼んでおります。通常国会の閉幕時に「特に反省点は無い」と強弁する高市首相への内閣支持率の動向が注目されます。

(令和8年8月3日 所長 橋本)